

# 大分県報

平成三十一年  
号外(三五)  
三月三十一日

(日曜日)

## 目次

### 告示

- 道路区域の変更(四件)……………一
- 実習船の共同運航に係る事務の委託……………三
- 教育庁等における臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………四

### 告示

**大分県告示第七十二号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
由布市庄内町小挾間字井ノ頭四〇八番四から 由布市庄内町東大津留字 影戸七七〇番六まで	前	A	メートル 一〇・五 四・一	メートル 七七四・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区
		B	五五・〇 一五・〇	六六九・〇	

平成三十一年三月三十一日

大分県報号外(告示)

県道別府庄内線		県道宝珠山日田線		県道石井庄手線	
後	前	後	前	後	前
B	A	B	A	B	A
三八・〇 一五・八	一六・七 七・〇	二六・〇 八・四	一六・七 五・〇	三八・〇 二五・八	一六・七 七・〇
一、九五〇・六	一、一一七・六	四三五・〇	一、九〇三・八	一、九五〇・六	一、一一七・六

分をい  
う。

大分県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		後	前			
県道東山庄内線	由布市庄内町北大津留字 苑田一四九番二から 由布市庄内町北大津留字 久保ノ鶴六一番二まで	後	前	メートル 九・〇 三・八	メートル 二五六・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	A			
	由布市庄内町東大津留字 薄川九四三番六から 由布市庄内町東大津留字 影戸七七二番一地先まで	後	前	メートル 三七・五 一二・六	メートル 二九〇・五	
		B	A			
	由布市庄内町東大津留字 薄川九四三番六から 由布市庄内町東大津留字 薄川九三八番六まで	後	前	メートル 二〇・〇 六・〇	メートル 六五・〇	
		B	A			
由布市庄内町東大津留字 薄川九四三番六から 由布市庄内町東大津留字 薄川九三八番六まで	後	前	メートル 二〇・〇 六・〇	メートル 六五・〇		
	B	A				
中津市三光上深水字牛頭 ノ本一五九七番地先から 中津市三光上深水字牛頭 ノ本一五八六番一地先まで	後	前	メートル 一二・〇 七・〇	メートル 二四〇・〇		
	B	A				

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		後	前			
県道百枝浅瀬津線	豊後大野市三重町上田原 字井立一八五一番五から 豊後大野市三重町上田原 字井立一九五五番三地先 まで	後	前	メートル 三六・〇 四・二	メートル 四四三・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	A			
	中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇	
		B	B			
	中津市三光上深水字塔ノ 下一九二〇番五から 中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇	
		B	B			
中津市三光上深水字塔ノ 下一九二〇番五から 中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇		
	B	B				
中津市三光上深水字塔ノ 下一九二〇番五から 中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇		
	B	B				

大分県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		後	前			
大分県告示第七十五号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。	豊後大野市三重町上田原 字井立一八五一番五から 豊後大野市三重町上田原 字井立一九五五番三地先 まで	後	前	メートル 三六・〇 四・二	メートル 四四三・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	A			
	中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇	
		B	B			
	中津市三光上深水字塔ノ 下一九二〇番五から 中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇	
		B	B			
中津市三光上深水字塔ノ 下一九二〇番五から 中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇		
	B	B				
中津市三光上深水字塔ノ 下一九二〇番五から 中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六まで	後	前	メートル 六三・〇 一〇・〇	メートル 二二四・〇		
	B	B				

その関係図面は、平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者  
大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道渋見成恒中津線	中津市三光原口字出口七六八番一地从先	前	メートル 九・〇 四・五	メートル 一四〇・〇
	中津市三光原口字出口七六八番一地先内	後	一・〇 九・〇	二・〇

**大分県告示第七十六号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、実習船の共同運航に係る事務を次の規約により香川県に委託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

**（事務の委託）**

**第一条** 大分県（以下「甲」という。）は、高等学校の水産に関する学科において教育の用に供する実習船（以下「実習船」という。）の共同運航に係る甲の事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を香川県（以下「乙」という。）に委託する。

- 一 実習船の運航に関する事務
- 二 実習船の維持管理に関する事務
- 三 実習船における漁ろうに関する事務（収入の帰属）

**第二条** 実習船における漁ろうにより生ずる収入は、乙の収入とする。

**（経費の負担）**

**第三条** 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

**2** 前項の経費の額及び支払の時期は、乙の長が甲の長と協議して定めるものとし、当該経費の額については、実習船の共同運航に係る経費の総額から前条の漁ろうにより生ずる収入の額を控除して算定するものとする。

**（予算の執行）**

**第四条** 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、乙の歳入歳出予算において計上するものとする。

**（決算の通知）**

**第五条** 乙の長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

**（連絡会議）**

**第六条** 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と毎年定期に連絡会議を開くものとする。ただし、乙の長が必要があると認めるとき又は甲の長の申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

**（条例等の制定改廃に関する措置）**

**第七条** 乙が、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとするときは、乙の長は、あらかじめ甲の長に情報提供を行うものとする。

**2** 乙が、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃したときは、乙の長は、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

**3** 甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

**（その他）**

**第八条** この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長及び乙の長が協議して定める。

**附則**

**（施行期日）**

- 1 この規約は、平成三十一年四月一日から施行する。
- （委託事務を廃止した場合における決算）

平成三十一年三月三十一日

大分県報号外（告示）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、この長がこれを決算する。

### ○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第六号

教 育 庁  
教 育 機 関

教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程(平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月三十一日

大 分 県 教 育 委 員 会

第十五条第二項中「十三の項及び十四の項」を「十二の項及び十三の項」に改める。

別表第一に次のように加える。

<p>四 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>正規職員の例により必要と認められる期間</p>
--	----------------------------

別表第二の十の項中「十三の項」を「十二の項」に改め、同表の十一の項中「十四の項」を「十三の項」に改め、同表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とする。

第二号様式(表)中「姓 別 生年月日」を「生年月日」に改める。

第八号様式中「場合及び」を「場合、」と、「場合には」を「場合及び臨時的任用職員の親族が死亡した場合で当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときには」に改め、「引」を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。